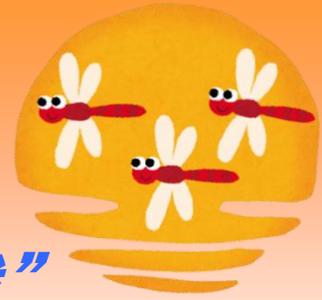




CAN DO

“可能性への挑戦”



第61号

金田会計事務所通信

【 鳥の目、虫の目 】

日本マクドナルドの創業者、藤田氏は「ユダヤ商法」として有名ですが、彼の新店舗の出店場所を選択する方法は今や常識となっています。まず出店しようとした場所に行き、一番高いビルの上から人の流れを見てどこに店を構えるべきかを決定します。そしてその店舗は必ず成功するのです。銀座の第一号店の出店は日本中にインパクトを与える意味でも画期的で、日本独自のテリヤキバーガーなどのメニューや価格設定など独特の手法は日本マクドナルドの成功とともにハンバーガー文化を定着させることとなります。

様々な人の意見を聞くことは有用なことです。それに加え自ら鳥瞰図(ちょうかんず)を描くように物事を広く動態的に判断することは非常に大事なことであります。確かに少し距離を置いて客観的に見ることができれば良いのですが、現実のままならず激しい戦いの現場の中にどっぷりと浸かって余裕がなくなり、全体が見えにくくなってしまいます。今の困難な時期には特に冷静な時間・空間を持つ努力が必要なのです。それができなければ将棋の世界での「王手飛車取り」を食らうことになるかもしれません(これってやられると本当に悔しいですね)。

藤田氏は取引先との約束は損をしても必ず守るという超現場主義の行動が評判を呼び、大きな信頼を得てより大きな仕事を勝ち取ることができたのです。彼のような一時代を築いた人たちは鳥の目と虫の目の両方のバランス感覚に長けていたといえるのでしょう。大局を見るということはただの傍観者になれということではありません。現場での緊張感も常に持ち得てこそ行動につながります。それを忘れると冷静な時間・空間もただのお休みの時間となってしまいます。どちらが大切なのかを問うのではなく、まさしく両者のバランスをとることが必要なのです。

金田 康良

2020年 11月



2020年分年末調整の変更ポイント

2020年の年末調整から給与所得控除をはじめとする制度の見直しがあり、それに伴い提出書類の様式も変更されました。



主な制度の変更点は以下の4点です。

① 給与所得控除の引き下げ

一律で**10万円**の引き下げ、**年収850万円超**の人は**10万円以上**の引き下げとなります。

年収	改正前	改正後
850万円以下		一律 10万円 引き下げ
850万円超 1,000万円以下	収入金額×10%+120万円	195万円 (上限額)
1,000万円超	220万円(上限額)	

② 基礎控除の引き上げ

基礎控除額が**原則一律10万円引き上げ**られ、所得に応じて控除の額は減少します。

合計所得金額	改正前	改正後
2,400万円以下	38万円	48万円
2,400万円超 2,450万円以下		32万円
2,450万円超 2,500万円以下		16万円
2,500万円超		0円

また、基礎控除を受けるのに、「給与所得の基礎控除申告書」の提出が必要になりました。

③ 所得金額調整控除の創設

年収850万超で、以下の条件いずれかに該当する人はこの控除が受けられます。

- ・本人・同一生計配偶者・扶養親族のいずれかが**特別障害者**である場合
- ・**23歳未満の扶養親族**がいる場合

<調整控除額の計算式>

{年収(1,000万円超の場合は1,000万円)－850万円}×10%

なお、この控除を受けるには「所得税額調整控除申告書」の提出が必要です。

④ ひとり親控除の新設及び寡婦(寡夫)控除の見直し

以下の条件全てに該当するひとり親について、婚姻歴や性別に関わらず **35万円が控除**されるようになりました。

- ・生計を一にする子(総所得金額が **48万円以下**)を有すること
- ・所得が **500万円(給与収入 678万円)以下**であること
- ・住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」など事実婚の記載がないこと

また、ひとり親控除の対象とならない寡婦に対しては寡婦控除が適用されますが、以下の条件が設けられました。

- ・所得が **500万円(給与収入 678万円)以下**であること
- ・住民票の続柄に「未届の夫」「未届の妻」など事実婚の記載がないこと

【改正前後の所得税における所得控除の額(万円)】

		現行				改正後						
		寡婦(寡夫)控除				ひとり親控除						
		配偶関係	死別		離別		配偶関係	死別		離別	未婚のひとり親	
		合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	合計所得	~500万	500万~	~500万	500万~	~500万
本人が女性	扶養親族 有	子	35	27	35	27	35	—	35	—	35	—
		子以外	27	27	27	27	27	—	27	—	—	—
		無	27	—	—	—	27	—	—	—	—	—
本人が男性	扶養親族 有	子	27	—	27	—	35	—	35	—	35	—
		子以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
		無	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※合計所得金額500万円=年収678万円

以上の変更を受け、**年末調整時の提出書類の様式が変わりました。**

現行制度の「給与所得者の配偶者控除等申告書」(マル配)に、新たな「給与所得者の基礎控除申告書」「所得金額調整控除申告書」が統合され、「**給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書**」として1枚の様式になりました。

「給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」の概要

この欄は、給与所得者のほとんどが提出の対象となります
(本年中の合計所得金額の見積額が2,500万円以下の方が対象)

次の方を満たすときに記入します
① 年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円超
② 本人もしくは扶養親族等が特別障害者、又は扶養親族が23歳未満

従前の「配偶者控除等申告書」に該当する部分です
配偶者がいて、次の両方を満たすときに記入します
① あなたの合計所得金額の見積額が1,000万円以下
② 配偶者の合計所得金額の見積額が133万円以下

＜最後に＞

基礎控除は、給与所得者のほぼ全員に関係します。
今まで配偶者がいない場合、いわゆるマル配は提出の必要がありませんでしたが、基礎控除申告書と配偶者控除等控除申告書が1枚にまとまったため、**配偶者がいない方も提出しないといけない書類が増えることとなります。**

(文責:山本 晶子)

年末調整の時期が近づいております。変更点など理解しにくい点があればいつでも気軽にご相談、お問い合わせください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。

